

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「何をしたら良いか」と問われても、その組織がどこに向かっているのか明確でなければ答えは出ません。

土木工事業を営む関与先の目指す街づくりは子供たちの未来を考えた里山。太陽光であふれかえる地元の未来に危惧を感じ、土地を賃貸したり購入して開発を抑えています。もう一人の関与先は、自然の環境の中で原木しいたけを栽培させるために適当な土地を探していました。里山を守りたいという思いがお互いを引き合わせました。

申し分ない場所と言えば、無償で使ってほしいと答える関与先に意気を感じます。

私の書棚より

○風向きがメディアによって広められているうちに、その風が次第に大きくなり、誰も逆らえないほどに強くなると「みんながそう言っている」ということになってしまう。「風向きの原則」が起きるのだ。

○視聴者の一人ひとりに向き合って自分自身が納得したことを語りかけたいと思うとき、その言葉は「自分の言葉」にならざるをえない。

「キャスターという仕事」
国谷裕子著 岩波新書

税務アンテナ

□青色申告法人が平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、役員等を除く国内雇用者に給与等が、基準となる年度より 3 % 増加し、かつ前期より増加し、かつ 1 人当たりの平均給与額も前期より増加していれば、基準となる年度と比較した増加額の 10 % が税額控除できます。ただし、当期の法人税額の 20 % を限度とします。

なお、この制度は新規設立法人でも、基準となる年度の給与等を 1 期目の給与等を年換算した 70 % とみなすことにより、適用することができます。

□法人が支出するロータリークラブ又はライオンズクラブに対する入会金や経常会費は交際費となります。ただし、これ以外に支出するものは、その支出の目的により寄附金か交際費となり、個人で負担すべきものと認められる場合には給与となります。

なお、個人事業の場合には、これらの支出は入会金や経常会費を含めて、業務の遂行上必要なものとは認められませんので必要経費とはなりません。

同じ内容の支出であっても、法人の場合は、その活動がすべて事業遂行のために行われるものであり、個人の場合は、私的な消費も含まれるため、家事費や家事関連費として必要経費から除外されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽に問い合わせ下さい。

8月の税務スケジュール

10日	○ 7月分の源泉所得税の納付
31日	○ 6月決算法人の確定申告 ○ 12月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 9月、12月、28年3月決算 法人の消費税中間申告 ○個人事業者の29年分消費税 等の中間申告

31日	○ 7月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
-----	---------------------------

今月の贈る言葉『経験を賢く生かすならば何事も無駄ではない』 by ロダン